

地方消費税

この税金は、地方分権の推進、地域福祉の充実のため消費に広く負担を求めるもので、消費税(国税)と同様に取引の各段階で課税されます。

納める人

- 課税資産の譲渡等を行った事業者.....譲渡割(国内取引)
 - 課税貨物を保税地域から引き取る者.....貨物割(輸入取引)
- ※保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税の支払が猶予される場所です。

納める額

区 分	令和元(2019)年10月1日から	
消 費 税	7.8%	6.24%
地方消費税	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合 計	10.0%(標準税率)	8.0%(軽減税率)

※地方消費税のうち12/22は、社会保障の財源に充てられています。

申告と納税

- 譲渡割については当分の間、消費税の申告と併せて所轄の税務署に申告し、納付します。
- 貨物割については消費税と併せて税関に申告し、納付します。

その他

- 国から各都道府県に払い込まれた後、都道府県ごとの消費に相当する額に応じてあん分し、清算されます。
- 都道府県間の清算後の収入額の2分の1が市町村に交付されます。

【都道府県間の清算基準】

指 標	ウェイト
「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業 対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」 の合算額	1/2
「人口(国勢調査)」	1/2

【市町村への交付基準】(注)

指 標	ウェイト
「人口(国勢調査)」	1/2
「従業者数(経済センサス基礎調査)」	1/2

(注) 社会保障財源分については、人口のみによりあん分します。

地方消費税のしくみ

